苫小牧市空気もおいしい施設認定要綱

（目的）

第１条　この要綱は、受動喫煙を防止する環境づくりを進めるため、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条及び第２次苫小牧市健康増進計画（健やかとまこまいstep２）に基づき、適切な方法で受動喫煙防止対策を実施している施設を「苫小牧市空気もおいしい施設（以下、「空気もおいしい施設」という。）」として認定する上で必要な事項を定める。

（対象施設及び認定要件）

第２条　空気もおいしい施設の認定対象となる施設は、健康増進法第28条に規定する第一種施設及び第二種施設のち、市内に所在する施設とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）敷地内禁煙又は屋内禁煙を実施しており、それぞれ別表に掲げる禁煙実施要件を満たしていること。

（２）施設の営業に係る関係法令及び公序良俗に反していないこと。

（３）本事業の趣旨を理解し、必要に応じて本市の受動喫煙防止に関する事業等に協力できること。

（認定の申請）

第３条　空気もおいしい施設の認定を受けようとする施設の代表者（以下、「申請者」という。）は、苫小牧市空気もおいしい施設認定申請書（様式第１号）に以下の書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）受動喫煙対策実施状況確認・誓約書（様式第２号）

（２）反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第３号）

（３）その他、市長が必要と認める書類

（認定の決定等）

第４条　市長は、前条の規定による認定申請を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、審査結果を苫小牧市空気もおいしい施設認定審査結果通知書（様式第３号）により申請者へ通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により空気もおいしい施設に認定することを決定した施設（以下、「認定施設」という。）の代表者に対し、苫小牧市空気もおいしい施設ステッカー（以下、「ステッカー」という。）を交付するものとする。

３　認定施設は、原則としてステッカーを施設の主たる出入口に掲示するものとし、認定施設であることが施設外部から判断できるよう配慮するものとする。

（認定の変更等）

第５条　認定施設の代表者は、第３条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、苫小牧市空気もおいしい施設認定内容変更届（様式第４号）を市長に提出するものとする。

２　移転等により施設所在地が変更となった場合は、前項の変更届と併せて受動喫煙対策実施状況確認・誓約書（様式第２号）を再度提出すること。

３　認定施設の代表者は、認定の取消を受けようとする場合は、苫小牧市空気もおいしい施設認定取消申請書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

（認定の取消）

第６条　市長は、認定店が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該施設の認定を取り消すものとする。

（１）第２条に掲げる認定要件を満たさなくなったとき。

（２）認定施設の代表者から前条第２項の苫小牧市空気もおいしい施設認定取消申請書を受理したとき。

２　市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、苫小牧市空気もおいしい施設認定取消通知書（様式第６号）により当該施設の代表者へ通知するとともに、ステッカーを返還させるものとする。

（その他）

第７条　本要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

　　附　則

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和２年２月２１日から施行する。

（別表）禁煙実施要件

|  |  |
| --- | --- |
| 認定区分 | 認定要件 |
| １．敷地内禁煙 | 施設の敷地内（屋外のテラス席や駐車場等を含む。以下同じ。）が終日禁煙（加熱式タバコを含む。以下同じ。）であること。 |
| ２．屋内禁煙 | （１）施設内に喫煙場所がなく、終日禁煙であること。（２）施設外に喫煙場所がある場合は、施設内にタバコの煙が流れ込まないよう、施設の出入口から十分な距離が確保されていること。（３）施設外に喫煙場所がある場合は、施設敷地外の近隣施設や公共スペース（道路等）の利用者に受動喫煙をさせないよう、十分な距離が確保されていること。（４）施設敷地内のうち、喫煙場所以外は終日禁煙であること。 |